コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、多数のステークホルダーより成り立っている企業として、業績の向上にとどまらず、経営の健全性・公正性・透明性などの確保が重要な責務であると認識しています。

当社では、「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としており、またその土台とも言うべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるという当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、「インテージグループ企業倫理憲章」を定めています。

さらに、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの役員、従業員などが日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動の在り方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、役員、従業員など一人ひとりの行動が、当社グループへの信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守し、健全な事業活動を進めるよう努めています。

なお、当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を踏まえ、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」に定めるすべての原則を実施しています。

企業統治の体制

当社は、2016年に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これは、重要な業務執行の決定を幅広く、代表取締役その他の業務執行取締役に委任することを通じて、迅速な意思決定を実現するとともに、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化すること、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより、監査の実効性を高めることが当社の企業価値向上のために有効であるとの考えによるものです。

コーポレート・ガバナンス体制

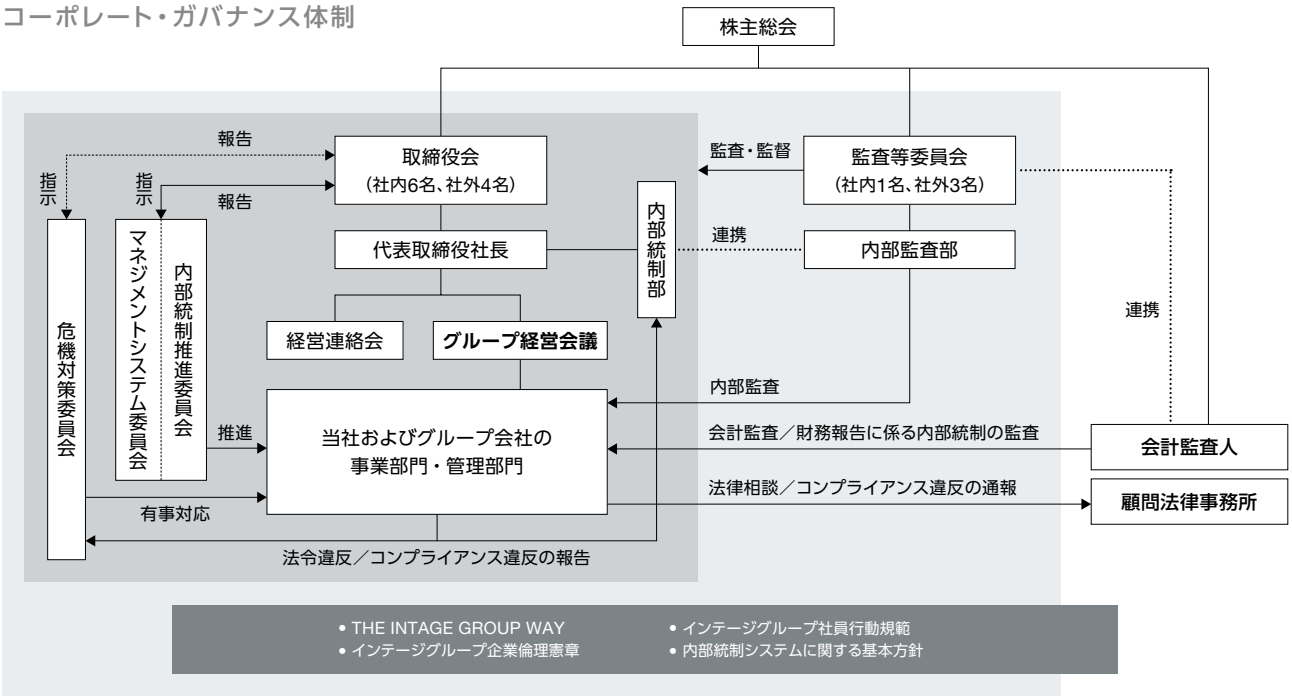

• 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（うち社外取締役1名）および監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催し、経営に関する基本方針、その他重要事項の意思決定や、代表取締役以下業務執行取締・執行役員の業務執行を監督しています。

• 委員会

内部統制の推進を目的とした「内部統制推進委員会」、事業にかかわる危機対策を目的とした「危機対策委員会」、マネジメントシステムの推進を目的とした「マネジメントシステム委員会」、情報セキュリティの課題把握・解決を目的とした「情報セキュリティ委員会」を設置しています。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、原則として毎月1回開催しています。

• 社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、うち3名が監査等委員である取締役です。また、社外取締役の選任により、独立した立場から幅広い専門知識と見識を当社の経営に反映させることが可能と判断しています。当社では、社外取締役の独立性基準については、株式会社東京証券取引所の独立性基準を参考に、当社が定める「社外取締役独立性基準」に基づくこととしています。